

平成27年度

翔朋会事業報告書

翔 朋 会 理 念

1. 共に生き、人に愛される人に
2. どんなに重い障害を持っていても、人間としてよろこび、そして働くよろこびも、生きるよろこびも感じるような人に
3. 障害を乗り越えて希望を豊かに自立を目指すような人に
4. 生かされた人間ではなく、自ら生きていこうとするような人に

翔 朋 会 目 標

障害者総合支援法の趣旨に則り、障害者が日常生活・社会生活を営む事ができるよう、障がいの程度に関わらず人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

運 営 方 針

1. 利用者の人権尊重・権利擁護を遵守します
2. 利用者主体の施設運営に取り組みます
3. 利用者個々の能力、ニーズにあったサービスの提供をします
4. 利用者の地域移行の推進に取り組みます
5. 職員の能力向上、専門性の向上、人材育成計画に基づく研修を実施します
6. 他関係機関と連携を図った利用者支援を行ないます
7. 効率的な経営と適正な収益確保及び経営改革の推進により経営基盤の安定・強化を図ります

運 営 事 業

翔朋学園	生活介護	60名
	施設入所支援	30名
	短期入所事業	4名
	日中一時支援事業	
こもれび	共同生活介護事業(グループホーム)	男6名、女6名
相談支援センター翔朋	(平成26年4月1日開設)	
	小都市指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業	

障害者支援施設 翔朋学園

サービス概要

1. 生活介護

障害程度区分3（50歳以上は区分2）以上の常時介護を要する利用者に、主として昼間において以下の支援、サービスを提供する。

- ① 入浴、排泄及び食事等の介助、支援
- ② 調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言
- ③ その他の必要な日常生活支援
- ④ 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ⑤ その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助

2. 施設入所

主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うようにする。

3. 短期入所・日中一時支援事業

在宅で障がいのある利用者の介護を行う方の疾病や介護疲れ、その他の理由により、一時的に施設の利用が必要な障がいのある方にサービスを提供します。入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援を行い、個々のニーズにあった安全・安心なサービスを提供する。

1. 支援目標

利用者本位の質の高いサービスの提供

1. 利用者の体験活動では、利用者の心を揺さぶることを重視した支援活動に努める。
2. 利用者の人間としての尊厳と人格を尊重する為に、権利擁護を重視した支援活動に努める。
3. 利用者一人ひとりの選択と自己決定を大切に、生き甲斐を持ちながら社会生活を送れる様な支援活動に努める。
4. 利用者を病気や事故から守り、健康管理体制を強化し病気や事故の未然防止に努める。
5. 利用者のライフステージに合った有効かつ適切な支援を行なうことで、一人ひとりに応じた豊かな生活が送れるように努める。

利用者体験活動に於いては、各班それぞれの利用者の状況に応じた体験型の班行事を企画、実施した。（各班行事決算書添付）

虐待防止部会を発足し、研修及び定期的な支援の見直し、振り返りを行なった。

定期的なケース会議を行う事で、利用者の状況、ニーズの把握に努め、支援を行なった。

毎朝の検温、定期的なバイタルチェック、様子観察を行なう事で、利用者の状態を把握し、職員間、対保護者間で情報共有を行なった。
医療的ケアが必要になった利用者の家族、病院、行政と連携を図り、介護保険移行に関わった。

2. 個別支援計画

アセスメントの作成及び見直しを実施することでニーズを抽出し、更に家族からの情報も考慮した上で個別支援計画を作成する。(年に一回の家族面談実施。面談が出来ない家族には書面によるアンケート配布)

利用者並びに後見人(保護者)の同意のもと個別支援計画に則った支援の提供を行う。

また、支利用者、家族の状況や意向に合わせて随時見直しを行なう。支援員会議内にて各利用者のケース検討会を実施し、個別支援の共通理解、情報共有を行なう。

年に一回以上はモニタリングを行ない、計画の見直しをする。

担当職員作成のアセスメントに則って個別支援計画を作成した。

定期的なモニタリングを行ない、必要な計画の見直しを行なった。

家族に参加の希望を取り、個人面談を実施行なった。(47世帯中17世帯の参加あり)

個人面談が実施出来ない家族には、支援に対する要望等のアンケートを実施した。

3. 生活支援

支援内容

起床、洗面、歯磨き、衣服着脱、移動、食事、排泄、入浴、受診、健康管理、清潔保持、金銭管理等の潜在能力を引き出し、主体的に行動出来る様に、個別に支援を行なう。
日中活動における、生産活動及びレクリエーションへの参加を通して生活の充実を感じる事の出来るよう支援を行なう。

1. 生活環境に関する事項

居室内の美化、環境改善として、朝、夕に清掃を行い、居室の環境を整える。

必要箇所のワックスがけ実施。(年に2回)

不具合が生じた場合には、都度、修理、修繕を行なう。

毎朝の掃除は、十分とは言えないが利用者と共に実施出来た。

夕方の掃除は実施出来ておらず、不衛生な箇所があれば都度掃除、片付けを行なった。

余暇日には、職員が普段なかなか手の届きにくい場所の掃除を、時間をかけて行った。

必要箇所のワックス掛けは、年に2回実施出来た。

2. 余暇活動に関する事項

社会参加を目的とし、地域住民と一緒に清掃ボランティアを隔週行う。

地域社会資源を多く活用できるように外出の機会を提供する。

散策クラブ、水中歩行クラブ、よさこい練習（小郡よさこい連合同）、神社掃除（地域住民合同）の行事を行なっている。

3. 地域交流に関する事項

あすてらす（小郡市総合健康福祉センター）にて入浴体験や、セラピーに参加する事で地域活動への参加の機会を提供する。また、よさこい踊りを通じて、地域の行事（祭り等）や、学園祭に、地域交流及び、学園のPRを兼ねて参加する。
地域資源を活用した行事を企画、実施した。

4. 日中活動

支援内容

1. 生産活動支援

委託作業班（軽度グループ）

委託業者に利用者の状況、作業能力を十分に説明し、作業の提供を依頼します。環境を整備し、道具の工夫を行い、利用者が安全で正確に作業が出来るように支援すると共に、仕事に対する意欲を高め、達成感を感じる事が出来る支援を目標とする。

<受注先>

- ・ゴム作業 宮崎産業（八女市）
- ・竹作業 井上商店（久留米市）
- ・フラワーシート クリエイトパック・ケイ（鳥栖市）

定期的な受注を受け、作業を行なった。

作業納品に利用者を同行させる事で仕事に対する意欲向上を図った。

2. 生活訓練支援

生活訓練班（重度グループ）

運動、指先訓練、スヌーズレン活動（感覚刺激）を中心に行い、体力維持、健康維持、残存の能力の維持向上、精神の安定、そして生活の充実につながるような支援を目標とする。

毎週1回リハビリ実施、毎月1回ハンドセラピーに参加する。

指先訓練の道具を準備し（手作り、購入）週に2回の遊びを通しての訓練を行なった。

自主リハビリでは、歩行を中心に体を動かした。

女性を中心に月に1回のハンドセラピーに参加した。

3. レクリエーション支援

利用者の能力別に班分けを行ない（5グループ A、B、C、D、G班）それぞれの班で利用者の特性に合わせ、多くの事を経験、体験できるような行事を企画、実施する。

また、全体行事として古くから伝承されている伝統的行事、その季節に応じた行事を行なう。誕生会を毎月1回実施。誕生日にはプレゼントを渡す。

年に1回保護者参加の一泊旅行を実施する。

全体行事、班行事共、ほぼ計画通りに実施出来た。

4. 学習支援

利用者の能力を把握し、個人に応じた学習を支援する。
生活介護内の時間に、対応出来る利用者の個別活動として文字練習、計算練習を行った。

5. クラブ活動支援

・利用者活動の充実を図る為、文化クラブ（読書・カラオケ）、家庭クラブ（調理、手工芸）、運動クラブ（水中歩行）、音楽クラブを毎月実施する。
各クラブ等、概ね計画通りに実施出来ている。

6. 運動支援

・各種スポーツ大会（グラウンドゴルフ、ときめきスポーツ大会、運動会等）への参加を目標として、技術、意欲の向上を支援する。
・体重調整、体力維持を目的として、近隣公園を活用してのウォーキングや遊具遊びを実施する。

グラウンドゴルフ大会、ふれあい運動会は参加し、他事業所等との交流を図った。

大会参加を目標に練習を行った。

ときめきスポーツ大会は、体調不良者の拡大により参加を辞退している。

運動は、学園グラウンドで行なう事が多かった。

5. 支援の向上

1. 事故防止・災害対策

マニュアルに沿って意識を持ち周知徹底を図る。

避難訓練を毎月1回実施し、災害時に速やかに対応できるようにする。

ヒヤリハットを記入し、毎月2回、対策の会議を行なうようにする。

夜間想定避難訓練を月に1回実施予定としていたが、天候不良が重なり中止している月もある。消防立ち合いの訓練を実施した。（7月）

直近の会議にて、ヒヤリハット協議を実施した。

2. 利用者権利擁護

虐待防止部会を設立し、障害者虐待防止条例に基づく虐待防止マニュアルを作成する。
周知徹底及び、それに伴う利用者の方への適切なサービスが提供できるように定期的に研修会を実施する。

業務振り返りチェックシートを活用し、各支援員が支援方法を見直す機会を設ける。

3. 職員研修

内部研修、外部研修、各班での学習会を定期的実施し、支援に関する専門知識の学習、再認識を行ない、サービスの質及び施設運営の向上、職員の質の向上に繋げる。

4. 研修生、ボランティアの受け入れ

福祉教育の発展及び外部評価者として積極的に研修生の受け入れを行ない、当施設を研修の場として活用してもらう。

慰問ボランティアも随時受け入れ社会交流を図る。

5. 事業所PR

パンフレットの作成及び、学園誌の発行（年3回）により、家族並びに地域、各関係機関に学園情報を発信し、支援活動への理解、協力を求める。

※活動報告書別紙添付

6. 保健・衛生管理

施設では24時間を通じて利用者の生活に責任を持つために、かなり充実した保健医療能力が必要となる。そのため、入所時に利用者一人ひとりの生育歴、病歴、体質や行動習癖等を把握し、その後は定期健康診断や嘱託医による定期診察を実施するとともに、日々のバイタルサインチェックや体重測定、食事摂取量や排出状況等を観察して異常の早期発見に努める。また、様々な疾病の集団感染を予防するため、手洗いうがいの習慣づけ、清潔な環境作りに努める。疾患のある利用者に対しては、地域医療機関と連携しながら一人ひとりの健康状態に合わせた対応を速やかに且つ継続して行なうようにする。

27年度、入院が必要となった利用者5名、医療行為が必要な利用者3名、死亡1名退所となった。利用者の高齢化に伴い、他事業所、多職種との連携を図った。

(内 容)

1. 健康管理

(1) 各種健診・検査

①年2回の健康診断の実施（40才以上の者は特定健診に準じた内容とする）

②年1回の歯科健診の実施

H28年3月 重松歯科協力にて入所利用者全員実施。

③月1回の嘱託医による個別診察（健康診断実施月は省く）

④市が実施するがん検診の受診支援（小郡市に住民票のある方）

H28年9月 家族の依頼により6名の利用者受診

※胃がん検診については、市より利用者が検査を十分に理解出来ず、危険性が高い為集団検診ではなく病院受診を勧められている。

(2) 健康管理

①毎日の活動開始前に検温実施（風邪等の流行期は1日2回実施）

その他、利用者の発熱状況により定期的な検温実施。

②週1回の血圧・脈拍測定（要観察者は毎日実施）

③月1回体重測定（要観察者は毎日実施）

④毎日の入浴・更衣時にボディチェック（傷や皮膚疾患の観察）

⑤排尿・排便や月経の観察

※H28年2～3月に掛けてインフルエンザB型流行の為、保健所に報告している。

職員 8名、利用者 入所16名、通所1名、GH4名 罹患。

(3) 体力・運動機能の維持、向上

①理学療法士の指導によるリハビリテーションを実施（対象者）

ア. 月1回の訪問リハビリテーション実施

イ. 週1回の個別リハビリテーション実施 (リハビリ加算対象者 12名)

② 1日2回、15～30分間の運動(全利用者)

平日の作業前後に15～30分間、天候に応じて屋外及び作業棟にて体操やウォーキング実施。

(4) 個別支援

① 投薬の徹底(内服薬、点眼薬、軟膏などの外用薬)

② 疾患・摂食状況に応じた食事の提供(摂取カロリー、食事形態、メニューなど)

③ 生活習慣病予防として、肥満者を対象としたウォーキングの定期的実施

④ 体調不良時の対応(発熱、嘔吐など)

2. 保健衛生支援

(1) 集団感染予防

① 手洗い励行の指導、手指消毒薬の設置

② うがい・咳のエチケット指導、必要に応じてマスクの着用

③ インフルエンザ予防接種の実施

④ 感染性疾患発生時の対応(インフルエンザ、嘔吐下痢症、疥癬等)

※ ノロウイルスセット準備、作成した

感染症対策委員会にて感染症の報告実施

インフルエンザ発症時に早めの受診。解熱2日間、且つ5日間までは出勤停止とし感染予防に努めた。

(2) 環境整備

① 清掃の徹底(週1回のリネン交換、必要に応じて消毒の実施)

② 温湿度計の設置、適度な換気の励行

(3) 衛生支援

① 週1回の衛生チェック(爪、耳等の清潔管理)

② 口腔ケアの充実

ア. 毎食後の歯磨きチェック

イ. 歯科医院への定期診察

3. 医療機関との連携

(1) 定期受診(年間予定表参照)

(2) 発熱や怪我など臨時の受診

(3) 緊急時の対応

【協力医療機関】

内科 古川医院、古賀病院 21、嶋田病院、松尾医院

眼科 はたせ眼科、久留米大学病院

耳鼻科 栗田耳鼻科 皮膚科 永田皮膚科

泌尿器科 山下泌尿器科 脳神経外科 ヨシタケ脳神経外科

整形外科 古川整形外科、聖和記念病院

歯科 重松歯科

精神科 本間病院、筑紫野病院

※利用者受診病院を追加

時間外・緊急時・紹介 嶋田病院・聖マリア病院など

4. その他

- (1) 職員を対象にした緊急・応急処置の学習、地域の救命講習会への参加
学園にて、消防士による一般救急法の講習
誤嚥性肺炎、感染症対策の研修実施
- (2) AEDの管理
- (3) 嘱託医の指導による医務室常備薬品の管理
感染症対策委員会実施（月に1回の感染者の報告をした）

7. 給食・栄養管理

1. 給食

利用者にとって、食事は楽しみの一つです。食生活は、人間の生存に必要な生理的機能のみでなく、感覚的、心理的、文化的な機能をも合わせ持っている。また、食生活は極めて個人的色彩の強いものであり、嗜好は多様である。

給食は、適正な栄養が確保されるとともに、利用者の嗜好を十分に配慮し、食品衛生に細心の注意を払いながら、楽しさや和やかさに溢れるように工夫をする。

日本人の栄養摂取基準を参考にして栄養提供量を計算し、提供した。また、体重の増減、検査値やその他の身体状況を常に観察し変化に応じ食事量、形態を随時適切なものへ変更を行った。また、嗜好調査や日々の観察、対話により利用者の好み等を把握し食事の改善を行った。

メニューについては季節感を取り入れ、栄養量も配慮しながら見た目にも楽しい、変化に富んだそして食べてもおいしい食事を目指し調理、提供を行った。

食品衛生については、事故等の無いように細心の注意を払いながら作業をし、また、作業時も美しく作業できるように努力を行った。

2. 栄養管理

利用者の心身の健全な発達、健康保持・増進を図り、時には疾病の改善、治癒の促進を図るため、もっとも適切な食生活を具体的に計画し実施するだけでなく、その効果を評価・判定するまでの過程を含む業務であることを認識し、その役割を果たすようにする。

(1) 献立

利用者は自らの意志で献立を決めることが出来ないため、いろいろな料理を組み合わせることで、より多くの人の嗜好を満たすような工夫をする。年に2回、利用者の嗜好調査を行い、献立に反映できるようにする。

ア. 四季の季節感のある込んだ献立作りにより変化をもたせる。

季節の変化に合わせてメニューを作り、季節の食材を取り入れるようにした。

イ. 行事食(正月、ひな祭り、子どもの日、七夕、クリスマス、花見等)を取り入れる。

毎月行事食を実施して、メニューに変化を持たせ、楽しい食事の時間を提供した。

ウ. 郷土料理を取り入れ、地域性を出す。

鶏飯などの郷土料理を提供した。

エ. 和食、中華、洋食の変化に富んだ献立を考える。

このとおり行った。

オ. 年に2回、バーベキューやバイキングを行い、利用者が食事を楽しめるようにする。

4月にバーベキュー、11月にバイキングを行い楽しんで頂いた。

(2) 調理・配膳

- ①作業工程において、食品を衛生的に取り扱い、無駄を省き、適温給食に心がける。衛生的に作業できるよう随時手洗いをを行い、器具機械の衛生を保ち作業を行った。また、冷蔵庫や保温食器を使い適温給食を心掛けた。
- ②盛り付けは、利用者の食欲を左右するものなので、細やかな気配りをする。盛り付けについては、料理が引き立つように注意を払い盛り付けを行った。

(3) 給食会議

給食の全ての面について評価し、事後の給食改善に役立てる為、施設長、支援部長、看護師、管理栄養士、調理員が参加して、月に1回実施する。

月に一回、給食会議を実施し、利用者の状態の把握、利用者への食事提供の変更やメニューの変更、作業の更新などについて話し合い、メニュー・業務へ反映させた。

(4) 特別食・療養食

ア. 当該利用者の主治医と連携し、疾患・摂食状況に応じた食事の提供を行う。

主治医等と連携し利用者の方の状態に合わせて適切に随時変更して食事を提供した。

イ. 利用者の体調や状況を看護師、支援員から情報収集を行い、状態に応じた食事を提供する。

看護師、支援員、その他の職員と協同で情報を共有し適切な随時食事内容を変更し、提供した。

ウ. 利用者の嗜好や拘りによって個別対応が必要な方は、担当支援員、看護師と協議を行い、個別の対応を行なうようにする。

嗜好やこだわりのある方については、個別に食事内容を変更し対応した。

3. 衛生管理

食物による人体への危害を防止し、かつ、栄養管理の効果をあげるためには、給食のすべての面において、常に衛生を確保する細心の注意を払う。

集団給食における最大の事故は、経口伝染病と食中毒である。これらを予防するためには、給食施設はもちろん、付帯施設やその周辺、給排水、食品の取り扱いから調理にいたるすべてに対し衛生的な配慮をする。

(1) 施設の管理

①施設及びその周辺は毎日清掃し、常に整理整頓に努め清潔に保つ。

②施設の壁・天井・床は常に清潔に保ち、採光、照明、換気および通風を十分に保つ。

③年4回、ねずみ、有害昆虫の駆除を実施し、その記録を保存する。

④施設の排水の流通をよくし廃棄物の流出を防ぎ、排水溝の清掃および補修に努める。

⑤施設の手洗い設備には、石鹼および適当な消毒液などを常に使用できる状態にしておく。

⑥室温、湿度は適性に管理する。

上記の内容についてはすべてそのように実施した。

(2) 設備・機器の管理

①洗浄設備、機械器具類は常に清潔に保つ。

②機械器具類および計器類は常に点検し、故障、破損などがある時は速やかに補修し、常に使用できるように整備しておく。

③冷蔵、加湿または殺菌の温度は、常に適正に管理する。

④機械器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な濃度および方法で使用する。

⑤ふきん、包丁およびまな板などは、熱湯、蒸気または殺菌剤などで消毒し乾燥させる。

⑥機械器具および部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管する。

上記の内容についてはそのように行った。

(3) 給水および汚物処理

①貯水槽は定期的(年2回)に清掃して清潔を保ち、水質検査を実施して記録する。

②貯水槽は、常に滅菌装置または浄水装置が正常に作動しているかを確認する。

③廃棄物および汚水の処理は、適正に行なう。

上記の内容についてはそのとおりに行った。

グループホームこもれび

サービス概要

共同生活援助

昼間に生活介護や就労支援等の日中活動を利用している方に、主として夜間において以下の支援、サービスを提供する。

①入浴、排泄又は食事等の介助、支援

②調理、洗濯又は掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言

③日中活動、就労先その他関係機関との連携

④その他の必要な日常生活支援

1. 目標

1. 施設での生活から地域での生活に移行する利用者がさまざまな経験を積み、充実した生活が送れるようにする。

外出行事などの企画を立て実施した

2. 地域の方々に障がい者の地域生活を理解し、支援が得られるように地域での活動にも積極的に参加していくようにする。

黒岩神社清掃やよさこい隊など地域の活動に参加した

2. 方針

(1)利用者の人権尊重・権利擁護の遵守

(2)利用者一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供

(3)地域資源を有効に活用し、地域に密着した生活の実現

(4)入居者活動を通しての、地域への広報活動

3. 支援内容

(1)基本的人権の尊重

利用者と職員が対等な関係を築き、利用者の人権やプライバシーに配慮した対応、支援を行う。権利擁護、虐待防止法の研修を随時行い、職員の意識を高める。

利用者に関する情報は、回覧や直接申し送り、職員・世話人の意識を高めた

(2) 個別支援計画書の作成と実施

利用者及び家族の意向、ニーズの把握を行い個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を行う。個別支援計画は6ヶ月ごとに見直しを行う。

利用者及び家族の意向・ニーズの把握を行ない個別支援計画書を作成し、それに基づいた、支援を行なった。個別支援計画は6ヶ月ごとにモニタリングを行ない見直しを行なった。世話人・職員との情報共有に為、お互い確認できるようにした。

(3) 利用者の生活環境の整備と充実

個室の機能を活かし、利用者が心身ともにリラックスした心地よい生活ができるように努める。また、共有スペースについても利用者のニーズに合わせた、清潔かつ住みやすい生活環境を整える。

掃除を毎日行ない、清潔を保つようにした。また、利用者のニーズに合わせて必要な物を購入し住みやすい環境を整えた

(4) 食事

朝・夕食、土・日の昼食は、世話人、支援員が調理を行う。それ以外は、日中活動の場での食事提供サービスを利用する。

平日の昼食は学園の給食を利用し、朝食・夕食、土・日の昼食は、世話人・支援員が調理を行なった

(5) 日中活動の充実

生活の場と日中活動の場を分けるようにする。日中は主に作業活動などへの参加を行い、「仕事に通う」という感覚が持てるようにする。

作業活動は、翔朋学園に通い行なった

生活の場では、出来る事は自分で行うように支援した

(6) 余暇活動の充実

休日の活動については、地域資源を積極的に活用する。地域の清掃活動、行事に積極的に参加をし、地域との繋がりを広めるようにする。また、買い物などを通して、生活スキルの修得を目指す。さらに、外部事業所の移動支援サービスなどを活用して、個別のニーズに応じていくよう支援する。

毎月の黒岩神社清掃やよさこい隊で地域の活動に参加した。また、今年より障がい者(児)を考える会の行事に参加した

イオン小郡にあるカルチャースクールの絵画教室に毎月2回入居者6名参加した
他事業者のサービスは活用していない

(7) 健康管理

協力施設の看護師と連携を図り、個別に応じた健康管理を行う。バイタルサイン測定を実施し、病気の早期発見に努める。

利用者の健康・医療に関する支援を医師・翔朋学園看護師と連携を図り行なった。2

・3月にインフルエンザを発症した入居者がおり、翔朋学園と連携し受診・静養を行なった

相談支援センター翔朋

1. 目標

ノーマライゼーションの理念に基づき、「完全参加と平等」の目標に向けて利用者の基本的人権を最大限尊重し、利用者の意向を踏まえて、多様なニーズに適切に対応する福祉サービスを提供することを目標とする。

2. 基本方針

- ①利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供を受けられるようにする。
- ②必要な情報の提供及び助言を行うようにする。
- ③障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整。その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。
- ④多様な障がいの相談に対応できるように、各種研修やセミナー等に積極的に参加し、知識や技術を習得し、相談員の質を高めるようにしていく。他相談支援事業所・医療機関・行政と連携を図り、適切な福祉サービスが提供できるようにしていく。

3. 事業内容

- ①生活全般の相談を受ける（電話・外来・訪問）
- ②サービス利用に関する情報提供
- ③サービス利用計画書の作成
- ④サービス事業者の担当者会議の開催
- ⑤サービス事業者との連絡調整
- ⑥モニタリングの実施
- ⑦権利擁護、人権啓発（苦情解決）相談
- ⑧小郡市自立支援協議会に参加
- ⑨地域生活移行、地域生活定着のための支援
- ⑩障害支援区分認定調査の業務（市町村より委託）

4. 事業報告

- ・主な業務として、福祉サービスを利用するためにサービス等利用計画の作成とモニタリング報告書の作成をしている。平成27年度は、障がい児計画相談が増加
一般相談では、施設やグループホームの紹介、事業所見学、就労支援事業所の紹介、虐待に関する相談、金銭管理に関する相談等を行っている。
地域との連携を強化するために小郡市自立支援協議会と鳥栖・三養基郡自立支援協議会へ積極的な参加をしている。
計画相談を行う上で困難事例に当たったりした場合は、小郡市内の相談支援事業所(サポネットおごおり、こぐま学園)に相談、助言を受けることで解決をおこなっていった。
虐待に関する相談があり、福祉課、学校、事業所、警察、相談支援事業所等の機関と会議を開催している。

・計画相談支援実績

①平成27年度の登録者数は130名となっている(前年比35名増)

②関係市町村

小郡市、久留米市、福岡市(東区、博多区)、春日市、筑紫野市、大野城市、大宰府市、筑前町、大刀洗町、志免町、粕屋町、大川市、北九州市、糸島市、鳥栖市、基山町、佐世保市、上峰町、福岡市南区、うきは市

③関係事業所

(1)障害者支援施設 翔朋学園、天心園

(2)グループホーム こもれび、らいふステージ、天心園、風のつばさ、もちの樹、聖ルチア、サキヤ

(3)就労支援事業所 きぼうの家、らいふステージ、天心園、ろーど、アマール、地上のほし、ふくろう、レガロ、かがやき、スプラيف、マリーズハウス、のぞみ、コロニーみやき、JOY 倶楽部、MOW、結乃家、花とお日さま、とこしえ

(4)生活訓練事業所 ライクラボ

(5)児童発達支援 たっちキッズ、あとむ、ライクポット、ピース、たんぼぼ
(放課後等デイ) ユニコ、

④関係医療機関 本間病院、蒲池病院、丸山病院、聖ルチア病院、堀川病院、肥前精神医療センター、聖マリア病院

⑤その他 小郡市社会福祉協議会、サポネットおごおり、小郡特別支援学校
佐賀大和特別支援学校、大宰府特別支援学校

⑥障害種別 知的障害(身体障害重複含む) 79名(翔朋学園利用者48名) 精
神障害 31名 発達障害者 2名 高次脳機能障害 1名
障害児 17名

⑦サービス等利用計画作成数 101件(前年比32件増)

⑧モニタリング報告書作成数 134件(前年比82件増)

日 課 表(施設入所支援)

(土曜日 ~ 日曜日 ・ 月曜日~金曜日 17:00~翌日09:00)

時 間	内 容	所 要 時 間
06:00	起 床	
06:30 ~ 07:30	洗 面・着替え・整容	1時間30分
07:30 ~ 08:30	朝 食・歯 磨 き	30分
08:30 ~ 09:00	バイタルチェック	40分
09:00 ~ 17:00	月~金曜日 他事業サービス利用 土・日曜日・祝祭日 8:30 ~ 朝食 朝食後より余暇活動 11:30 ~ 昼食 昼食後より余暇活動 14:30 ~ おやつ 16:00 ~ 入浴、更衣	
17:00 ~ 17:40	余 暇 時 間	45分
17:45 ~ 18:30	夕 食	20分
18:30 ~ 18:50	歯 磨 き	
18:50 ~ 21:50	余 暇 時 間	10分
21:50 ~ 22:00	就 寝 準 備	
22:00	就 寝	
	*休日の余暇活動として、私物の買い物、私的外出、外泊、地域行事参加等を行う。	

*土・日曜日及び祝祭日の日中は、余暇活動を行う。

*11~3月は、起床時間を 6時30分とする。

*休日前日の消灯時間は、23時00分とする。

日 課 表(生活介護)

(月曜日～金曜日)

時 間	内 容	所 要 時 間
～ 09:30	周回送迎 (通所送迎)	
09:30 ～ 10:00	バイタルチェック後運動参加 (通所者)	30分
09:20 ～ 10:00	清 掃・軽 運 動 (入所者)	40分
10:00 ～ 10:15	小 休 憩	15分
10:15 ～ 11:40	日 中 活 動	1時間25分
11:45 ～ 12:30	昼 食	45分
12:30 ～ 13:00	歯 磨 き・休 憩	30分
13:00 ～ 15:00	日 中 活 動	2時間00分
15:00 ～ 15:30	小 休 憩 (お や つ)	30分
15:30～17:00	入 浴 支 援 運 動	1時間30分
16:30～	周回送迎 (通所送迎)	

日 課 表(グループホーム)

時 間	内 容	所 要 時 間
06:30	起 床	30分
06:30 ~ 07:00	洗 面・着替え・整容	30分
07:00 ~ 07:30	朝 食	30分
07:30 ~ 08:30	歯 磨 き・居室整理	40分
08:30 ~ 17:00	月～金曜日 他事業サービス利用 土・日は、余暇活動	
12:00 ~ 12:30	昼 食 (土・日)	30分
12:30 ~ 12:50	歯 磨 き	20分
17:00 ~ 18:00	入 浴	60分
18:00 ~ 18:30	夕 食	30分
18:30 ~ 18:50	歯 磨 き	20分
18:50 ~ 21:50	余 暇 時 間	
21:50 ~ 22:00	就 寝 準 備	10分
22:00	就 寝	
*休日の余暇活動として、私物の買い物、私的 外出、外泊、地域行事参加等を行います。		

*11～3月は、起床時間を07時00分とする。

*休日前日の消灯時間は、23時00分とする。